

## 平成 26 年度 事業計画

### I 協会を取巻く社会経済情勢等

#### 1 平成 26 年度の展望等

平成 26 年度は、政府のいわゆる第 3 の矢である「成長戦略」により、中国地方においても早期の景気回復が期待されるが、製造業の海外移転による国内での生産活動の縮小、雇用の改善、少子・高齢化の更なる進展等重要課題は多く存在しており、これらの早期解決が望まれる。

当協会は、新法人へ移行以来積極的に公益事業を展開しており、一定の成果を上げている。

ところで、本年度、当協会は「公益財団法人」として 4 年度目を迎え、次のステージへのステップアップを目指す時期にあるといえる。

その為には、「次なる公益事業として何をなすべきか」を役職員各々が考え実行に移す必要がある。

なお、本年 4 月には新福山健診センターが本格稼働することにより、より高度で良質な健康診断が提供できる体勢が整う。これは、福山地区の働く人々や地域住民の健康の保持・増進のために果たすべき役割が一段と大きくなったものであり、“がん”をはじめ健康に著しく影響する疾病の早期発見等に貢献できる施設運営に努めなければならない。

また、米子検診所においても胃部内視鏡検査、乳・子宮がん検診に対応できる施設整備を行うこととしており、周到な準備をする必要がある。

### II 平成 26 年度の目標

- 1 住民を対象とした健康に関する啓発活動等、健康の保持・増進に寄与する新しい公益事業を実行する。
- 2 事業の総収入は 25.8 億円を確保する。
- 3 大型の医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ大型の支出の防止に努める。

### III 主要基本施策

働く人々とその家族等健康の保持・増進を図る為には、以下に掲げる基本施策を着実に実行し、成果を確実なものにすることが必要である。

#### 1 健康診断事業の推進

健康診断は、現在の体の状況を知る手段であり、健康確保の基礎をなすものである。それ故、質の高い健康診断を積極的に提供する必要がある。

また、健康診断実施後のフォローアップを確実にを行うため、一定規模以上の事業場に対して、健康診断結果の集計資料を提供し、職場の健康管理に役立てて頂けるよう取り組む。

(1) 労働健診

前年度に引続き、定期健診、特殊健診を実施するとともに、労災二次健診及びじん肺健康管理手帳所持者の健診を適切に実施し、受診者の疾病の予防・早期発見に努めること。

なお、労働安全衛生法に基づく定期健診として実施された検査のうち、特定健康診査データの全国健康保険協会への提供については、引続き積極的に協力すること。

(2) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診については、前年度に引き続き全国健康保険協会及び健康保険組合等の協力を得て受診勧奨を積極的に行うこと。特に、新福山健診センターにおいては、施設内へCT装置、マンモグラフィ装置、胃部内視鏡装置を設置するとともに、プライバシーに配慮した婦人科検査スペースを設ける等、充実した健診施設として稼働するので、受診勧奨に努めること。

また、鳥取、津山及び米子検診所の共用車として胃部デジタル検診車を追加配備したので、従来にも増して全国健康保険協会生活習慣病予防健診の取り組みを強化すること。

なお、各検診所においては、CT検診車の利用促進を図り、地域社会において“肺がん等”の早期発見による貢献ができるよう強力に推進していくこと。

胃部X線検査は、胃がんの早期発見の為にも間接撮影から直接撮影（デジタルを含む）への変更を推進すること。

特定健康診査については、特定保健指導と相まって医療費の削減へと繋がるものであり、継続した特定健康診査の受診を積極的に働きかけること。

(3) 地域住民に対する特定健康診査

尾道市及び江府町の特定健康診査は、引続き関係行政機関と連携を密にし、より多くの住民に対して実施できるよう努めること。

なお、他の市町における特定健康診査は、各健診センターでの対応が可能であることから、関係機関との連携を図りつつ積極的に推進すること。

(4) 社会的弱者及び利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設利用者に対する健康診断（無料の胸部X線検査）は、施設管理医師との連携・指示のもと昨年同様に継続して実施すること。

また、健康診断の受診機会に恵まれない離島、山間地に居住する人々に対して、従来どおり積極的にその場を提供すること。

(5) 精密検査対象者への受診勧奨

引続き「精密検査依頼書」が発行された受診者に対して、精密検査を受診する動機になるよう書面による受診勧奨を行うこと。

2 保健指導・健康教育事業の推進

国の施策である「健康日本21」（第2次）に基づいて各地方公共団体が策定する枠組みの中で、期待され、かつ、求められている役割を引続き果たしていく必要がある。

特に、公益財団法人として、多くの地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図る（公益の推進）観点から、新たな視点に立った保健指導・健康教育を展開する必要がある。

(1) 産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対する活動については継続してこれを行い、契約事業場の健康管理・作業管理等を支援すること。

(2) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、受診者の健康を保持・増進する観点から極めて重要な役割を果たすものであり、中途脱落者が生じないよう各健康保険組合と更なる連携を図り、実効ある形で推進すること。

(3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健指導契約事業場に対する活動については、保健師による日常生活改善指導、健康管理に関する情報の提供等を更に充実し、その強化を図ること。

(4) メンタルヘルスの推進

国は、職場のメンタルヘルス対策の充実・強化を図るため、ストレスチェックを主たる内容とする労働安全衛生法改正案を今国会に再度提出する

こととしている。可決されれば公布後 1 年 6 カ月以内に施行されることとされており、平成 27 年 10 月の施行が予想される。

平成 26 年度は、これに対応できるよう健康診断の実施方法及び手技等の開発を行うなど準備作業を行う。

なお、公益社団法人 全国労働衛生団体連合会においては、平成 22 年度から「全衛連方式メンタルヘルスサービス事業」を先行的に実施している。

当協会においても、より高度なストレスチェックを希望する事業場に対しては、全衛連方式メンタルヘルスサービス事業を利用することとしているので、引続き全国労働衛生団体連合会が開催する「メンタルヘルス講習会」へ計画的に参加し、医師、保健師のスキルアップを図る。

また、働く人々のメンタルヘルスを推進するためには、職場での中間管理職等の“気付き”“傾聴”“コミュニケーションスキル”等が極めて重要であり、事業主が管理職等を対象に行うメンタルヘルス教育訓練への支援を行う。

#### (5) 健康づくり支援

働く人々或は地域住民の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核の 1 つをなすものである。

したがって、本講座の開催にあたっては、心身の健康を含めた健康づくりを目的として時宜を得たテーマを設定し開催すること。

なお、「心とからだの健康講座」は、ホームページへの開催記事の掲載、関係行政機関、産業保健推進センター等の協賛又は後援を得るなどして、企業の衛生管理担当者のみならず、広く一般住民の方々も気軽に参加できる健康講座として開催すること。

#### (6) 健康づくりのためのイベント参加等

市町などが主催若しくは協賛する「健康まつり」等において、地域住民を対象にした無料の体力測定や保健指導などを引続き積極的に実施すること。

また、地方公共団体が主催若しくは協賛する「健康に関する協議会」や「行事」への参加に努めること。

なお、地域自治会等が開催する健康に関する講話への講師派遣依頼があった場合には積極的に応じること。

### 3 作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、作業環境管理のための重要指標を示すものであり、事業場にとって労働衛生管理の基本の1つである。

引続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定を行うこと。

なお、本年1月からインジウム、コバルト及びエチルベンゼンを使用している事業場に対し作業環境測定が義務付けられたので、実施の働きかけを積極的に行うこと。

また、必要に応じ特殊健診の判定に作業環境測定データのデータが反映されるよう努めるとともに、行政機関等へデータや環境改善策について還元・提言し、一般住民の健康確保にも役立てる観点から相談があればこれに応じること。

#### 4 調査・広報事業の推進

季刊誌「BLOOM」、「健康だより」は、身近な健康の維持管理に役立つ情報をタイムリーに提供するものとして、その果たすべき役割は大きいものがある。

また、健康診断結果及び作業環境測定結果の集積データを分析し、その結果を関係行政機関等に提供することは、国或は地方公共団体の今後の施策立案にも大きく貢献するものである。

かかる観点から、常に内容を充実し国民のニーズに合った情報を提供するとともに、「BLOOM」、「健康だより」の配付先を充実し多くの国民の健康の保持・増進に役立つよう努めること。

### IV その他の基本施策

#### 1 改正労働安全衛生法等の周知

- (1) メンタルヘルス対策の充実・強化と職場における受動喫煙の防止を図る為、厚生労働省では改正労働安全衛生法（案）を今国会に再度提出することとしている。今後の審議の過程を注視するとともに、成立後は周知徹底を図ること。
- (2) 特定化学物質の一部において特別管理物質としての追加指定が本年秋口以降に予定されており、決定後周知徹底を図ること。
- (3) 胸部X線検査については、診療放射線技師法を改正し医師がその場になくても、医師の指示があれば放射線技師が単独で実施ができることとなる予定である。

改正法の施行は平成 26 年 6 月となる見込みであり、施行後速やかに必要な対応を行うこと。

## 2 個人情報の安全管理の徹底

当会は、健康情報という特に機微な個人情報を多数扱っている。

プライバシーマーク（P マーク）認証取得後も、多くの漏えい事故を発生させている。もとより、事故の発生を未然に防止するためには、個人情報を取扱う個々の職員が安全管理に関する意識を如何に高いレベルで持つかが重要である。そのためには、教育を徹底し、かつ、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用する必要がある。

協会は、事故の再発を防ぐためにも管理の状況について内部監査を的確に実施し、各職員は過去の事故の例に学びより強固な安全管理の徹底を図ること。

## 3 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証し、必要な改善を行うことは“外部の信頼を得る”ための重要な手段である。

引続き労働衛生サービス機能の更なる向上を図るため、「自主監査実施要領」により、自主監査を的確に行うこと。

## 4 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障は本来あってはならないものである。

事故を未然に防止するためには、「標準作業書」に定める手順に従い業務を進めることが何より大切である。

日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、不幸にして事故が発生した場合には「リスクマネジメント規程」に定めるところに従い、適切な対応策を講じること。

なお、日頃からアクシデント（事故）報告はもちろん、「ヒヤリ・ハット事例」等のインシデントもレポートにまとめ、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会で活用するなど事故防止の徹底を図ること。また、部会での結果について事故等防止対策委員会へ適宜報告し、再発防止のための PDCA サイクルとして十分に機能させること。

## 5 精度管理の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、結果の精度は高いものでなければならない。そのためには、最新の知識、技術等が必要であり、これを習得することを目的に、引続き、医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業環境測定士等は、職員研修、講習会等へ参加し、その資質向上に努めること。

#### 6 予算の効率的・効果的執行

公益財団法人は、毎事業年度、収支相償が求められている。それを実現するためには、収入と支出を適正に管理しなければならない。

収入においては、月間計画を達成することで年度予算額の確保に努め、支出においては、機器の整備時期を徹底し、減価償却費の管理に努めるとともに、経費を精査して支出を削減し、年度予算額を超過しないように努めること。

また、機器等の整備に関しては、中長期的視点に立った投資計画を策定し、重点指向に徹した予算の配分とその執行に努めること。

#### 7 職員の心身両面の健康づくり

職員が心身ともに健康で、生き生きと働くことができる職場を形成するため、引続き「健康診断」「産業医による相談」を実施するほか、心の問題については、各級管理者から職員に対する「言葉掛け」を行い、状況把握に努めること。

なお、心の健康を維持するためには、まず、各自が自身のストレスに気づくことが重要であり、各級管理者は気づきへの援助が出来るよう日頃から職員の話に耳を傾け情報交換に努めること。

また、具体的措置が必要とされる場合には、産業医、各級管理者、人事担当者等において検討し、適宜適切に対策を講ずること。

#### 8 効率的なシステムの運用

協会の標準システムについては、運用開始後 10 年を経過し、現在では安定稼働が維持されている。これは時に応じて改修等を行った結果であり、今後も必要に応じてシステムの改良や改修を重ねることとする。

平成 26 年度 健康診断等実施計画

1 健康診断

項 目	人 員			金 額 (千円)		
	26 年度	25 年度	増 減	26 年度	25 年度	増 減
1 労働健診	219,081	219,740	-659	1,161,965	1,161,184	781
(1)一般健診	168,054	171,005	-2,951	966,693	977,701	-11,008
①全項目健診	102,559	104,735	-2,176	777,256	786,860	-9,604
②省略健診	65,495	66,270	-775	189,437	190,841	-1,404
(2)雇入時健診	2,703	2,795	-92	22,366	23,343	-977
(3)特殊健診	47,028	43,965	3,063	158,459	141,397	17,062
(4)その他	1,296	1,975	-679	14,447	18,743	-4,296
2 生活習慣病予防健診	66,408	63,681	2,727	1,075,139	1,026,814	48,325
(1)協会けんぽ	45,061	42,484	2,577	720,119	669,439	50,680
(2)組合健保	21,347	21,197	150	355,020	357,375	-2,355
3 がん検診等	7,835	9,391	-1,556	38,668	35,046	3,622
4 住民・学校健診	30,894	29,186	1,708	116,798	104,092	12,706
5 その他				7,052	7,272	-220
小 計	324,218	321,998	2,220	2,399,622	2,334,408	65,214
6 委託健診	12,346	12,306	40	96,492	96,491	1
合 計	336,564	334,304	2,260	2,496,114	2,430,899	65,215
7 社会的弱者健診	642	775	-133			

2 保健指導・健康教育

項 目	事業場数等			金 額 (千円)		
	26 年度	25 年度	増 減	26 年度	25 年度	増 減
産業医活動	85	123	-38	34,306	39,503	-5,198
保健指導	24	28	-4	1,758	2,172	-414
特定保健指導	66	72	-6	7,743	8,489	-746
特定保健指導 (委託)	0	45	-45	0	1,603	-1,603
心とからだの健康講座	6	6	0			
健康まつり	14	11	3			
地域自治会健康講話等	3	2	1			
メンタルヘルス	10	8	2	954	282	672



3 作業環境測定

項 目	単位作業場			金 額 (千円)		
	26 年度	25 年度	増 減	26 年度	25 年度	増 減
有機溶剤	625	636	-11	22,610	23,024	-414
粉じん	260	262	-2	8,346	8,410	-64
その他	317	294	23	9,627	9,119	508

4 調査・広報

BLOOM 年間 24,000 部

健康だより 年間 60,000 部

